

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公開番号】特開2013-181920(P2013-181920A)

【公開日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-050

【出願番号】特願2012-47263(P2012-47263)

【国際特許分類】

G 04 G 21/04 (2013.01)

【F I】

G 04 G 1/00 3 0 7

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月4日(2015.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筒状の外装ケースと、

前記外装ケース内に収納される地板と、

前記外装ケース内に収納されるリング状のアンテナ体と、

前記地板に形成され、前記アンテナ体を前記地板に対する垂直方向に位置決めする基準面と、

前記地板に取り付けられ、前記アンテナ体と係合して前記アンテナ体を前記基準面の方向に付勢する付勢部材と、

前記アンテナ体に形成され、前記付勢部材と係合する係合部とを備える、

ことを特徴とするアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項2】

前記付勢部材は、フックを備えた板材であり、

前記係合部は、前記フックと係合する突出部であることを特徴とする請求項1記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項3】

前記突出部は、前記アンテナ体の外周側面部に形成されていることを特徴とする請求項2記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項4】

前記フックには、前記突出部と係合する貫通孔が形成されていることを特徴とする請求項3記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項5】

前記付勢部材は、前記アンテナ体が載置されるリング状の板材であることを特徴とする請求項1ないし3のいずれか一記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項6】

前記地板には、前記地板の周方向の複数個所に、第一案内係合部が形成されており、前記アンテナ体には、前記第一案内係合部と係合する第二案内係合部が形成されていることを特徴とする請求項1ないし5のいずれか一記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項7】

前記第一案内係合部は、前記地板に対する垂直方向または半径方向に突出して形成され

たアンテナ体の案内突出部であり、前記第二案内係合部は、前記アンテナ体の案内突出部と係合する窪み部であることを特徴する請求項 6 記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項 8】

前記リング状の板材が複数に分割されて前記地板に取り付けられていることを特徴とする請求項 5 に記載のアンテナ内蔵式電子時計。

【請求項 9】

前記外装ケースと前記付勢部材とは金属で形成され、
前記付勢部材に、前記外装ケースと接触する導通部が形成されていることを特徴とする
請求項 1 ないし 8 のいずれか一記載のアンテナ内蔵式電子時計。